

神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 聴覚障がい児及びその家族に対し、早期から必要な支援を切れ目なく提供できるよう、保健、医療、福祉、教育の各分野の関係機関等が連携した支援体制を整備し、早期支援を推進するため、「神奈川県聴覚障がい児早期支援体制整備推進協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 関係機関等の連携による聴覚障がい児の早期支援体制の整備に関する事項
- (2) 関係機関等の連携による聴覚障がい児及びその家族への早期支援及び切れ目ない支援の実施に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項

第3条 協議会は、学識経験者、医療関係者、聴覚障がい児療育関係者、聴覚特別支援教育関係者、聴覚障がい当事者団体関係者、市町村行政関係者等から選定した委員により構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長は委員の互選により決定し、副会長は会長が委員の中から指名する。
- 3 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(協議会の開催等)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、非公開とする。

- (1) 神奈川県情報公開条例（平成12年神奈川県条例第26号）第5条各号に該当する事項について協議等を行う場合
 - (2) 協議会を公開することにより、協議会の公正又は円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 2 前項ただし書の規定により非公開とする場合は、会長が協議会に諮って決定する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年9月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行後、最初に選任された委員の任期は、令和6年3月31日までとする。